

災害時における有害化学物質調査の協力に関する協定書

船橋市(以下「甲」という。)と千葉県環境計量協会(以下「乙」という。)
は、災害時における有害化学物質の調査協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において環境中に飛散、漏えい又は流出した有害化学物質の調査に関し、甲が乙に協力を求める際の必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)災害 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項で定める災害をいう。
- (2)有害化学物質 大気汚染又は水質汚濁などの原因となり、人の健康や生活環境に悪影響を及ぼす物質又は及ぼすおそれがある物質をいう。

(災害時の協力)

第3条 甲は、災害が発生したときは、乙に対し、有害化学物質調査の協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定による協力の要請を受けたときは、乙に所属する会員から必要な人員、資材等を調達し、可能な限り協力するものとする。

3 第1項の要請は、甲及び調査協力者の承諾をもって成立する。なお、承諾にあたって調査協力者は、この協定の趣旨を十分に理解するものとする。

(調査の実施)

第4条 甲は、調査依頼にあたって、調査が円滑に実施されるよう調査協力者と調整するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 調査協力者は、作業を行う人員の身体に危険が及ぶと判断した場合には、速

やかに調査の実施を中止し、その旨を甲と乙に連絡する。

(費用の負担)

第5条 第3条第2項の規定により乙が実施した業務に要した費用は、予算の範囲内で甲が負担する。

2 前項の規定による費用は、当該業務を行うために要する平常時における適正な価格を基準とする実費(人件費、機器費を除く。)とし、甲乙協議して定める。

(報告)

第6条 調査協力者は、調査結果を速やかに甲と乙に文書で報告するものとする。ただし、緊急の場合で文書により報告することができないときは、口頭又は電話等で報告し、事後速やかに文書で報告するものとする。

(平常時の協力)

第7条 甲と乙は、災害発生時にこの協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、平常時において、訓練や研修等を連携して実施するものとする。

2 前項の規定に係る実施事項及び費用負担等については、甲と乙が協議して決定する。

(連絡体制等)

第8条 甲と乙は、災害発生時に円滑に本協定で定める活動ができるよう、協力体制の整備に努めるとともに、定期的に連絡体制の情報を交換するものとする。

2 甲と乙は、必要に応じて連絡会議を開催することができる。

3 乙は甲に、災害発生時に円滑に本協定で定める活動ができるよう、協力事業者の情報を提供するものとする。

(守秘義務)

第9条 甲と乙は、この協定に基づく活動において知り得た相手方に関する機

密を第三者に提供してはならない。

(実施細目)

第 10 条 この協定の実施に関する必要な細目は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定は、協定の締結の日から発効し、その有効期間を 1 年間とする。ただし、甲と乙の協議のうえ事前にこの協定の終了を合意した場合を除き、期間終了日の翌日から 1 年間この協定を更新するものとし、その後もまた同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、第 9 条の規定は、この協定が失効した後においても、なお効力を有する。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲と乙は記名押印のうえ各 1 通を保有する。

令和 4 年 月 日

甲 船橋市湊町 2 丁目 10 番 25 号

船橋市

船橋市長 松戸 徹

乙 千葉県千葉市緑区大野台 2 丁目 3 番 6 号

千葉県環境計量協会

会長 福田 茂晴